

(1) 令和5事業年度事業報告書(業務改善関連業務)

令和4年4月に発生した知床観光船事故を受け、小型旅客船に関する検査を強化するとともに、令和5年2月に「業務改善計画」を策定し、同月より令和6年3月末までの約1年間を「業務改善集中期間」として設定した。業務改善集中期間中の取り組み結果は次のとおりである。

(1) 「安全第一の意識改革」の徹底

全職員に「安全第一の意識改革」を徹底するため、役員が全支部を2回ずつ巡回し、職員と対話を実施した。また、毎月、本部と全支部でWeb会議を行い、実地監査時に確認された改善事例や注意すべき事項等を共有した。

(2) 検査業務の持続的改善サイクルの確立

検査業務を内部から指摘できる体制として設置された「業務改善室」により、JCIの検査実態が国と同等であるか確認するため、全支部を対象に125回以上実地監査を実施した。監査後はより良い検査が実施できるようアドバイスした。

その他、小型船舶の安全確保の視点から業務を持続的に改善する仕組みとして、品質管理システムを再構築するべく見直しを開始した。

(3) 検査体制の強化

検査の実効性向上と業務効率化の両立のため、31支部を地域毎に5つのブロックに分け、それらブロックの中で支部間の連携を強化する管区ブロック制度を導入した。また、事業として旅客を運送する船舶の検査に特化した研修を実施し、一定の技量確認した検査員においては「旅客船検査員」として認定した。さらに、ICT等を活用し業務の効率化を推進するため、業務改善室が行う現場監査について、実地による確認の他、ウェアラブルカメラによる検査現場のリモート映像を業務改善室が確認・指導することも始めた。

(2) 令和5事業年度事業報告書(検査検定業務)

令和5事業年度における日本小型船舶検査機構の検査検定業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 検査検定等の業務

区 分	実 績	備 考
定期検査	48,569隻	船舶検査証書の書換、船舶検査手帳の再交付等
中間検査	44,962隻	
臨時検査・臨時航行検査	7,863隻	
予備検査	15,042件	
検定	207,285件	
性能鑑定	24,468件	
準備検査	0件	
標準適合検査	20件	
その他	37,023件	

2. 検査検定等の業務の円滑な遂行のための業務

(1) 検査検定業務の実施方法の策定及び見直し

- ・知床遊覧船事故を受けて実施が決定された船舶安全基準強化に係る法令等改正を受け、内規(規程、細則及び通達)を制定又は改正し国土交通大臣の認可を受けた。
- ・事業として旅客を運送する船舶の検査実態等を踏まえ、内規(規程、細則及び通達)の改正等を行い、国土交通大臣の認可を受けた。

(2) 検査場等の整備

- ・沖縄支部、金沢支部、鳥羽支部、和歌山支部、新潟支部、沼津支部、舞鶴支部及び青森支部の新規検査場の設置検討した。

(3) 職員の研修

- ・新規採用者研修、トレーナー派遣型研修(本部検査員によるOJT研修)等を実施した。
- ・研修について、検査員の能力強化をサポートするため、FRP等の専門的な講義、旅客船の検査に特化した研修を新設し実施した。
- ・全て研修において「人命の安全確保」が船舶検査において最重要事項であることを意識させるための講義を行った。

3. 検査方法の見直しや受検案内等の広報の業務

- ・許可事業船の検査方法の見直しに関する概要や検査準備に関する様式をホームページに公開した。また、検査の強化等についてはリーフレットを作成し支部や受検案内を通じて周知した。

(3) 令和5事業年度事業報告書(小型船舶用原動機放出量確認等業務)

令和5事業年度における日本小型船舶検査機構の小型船舶用原動機放出量確認等業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 小型船舶用原動機放出量確認等の業務

区 分	実 績	備 考
小型船舶用原動機放出量確認等	1,973件	

2. 小型船舶用原動機放出量確認等の業務の円滑な遂行のための業務

(1) 小型船舶用原動機放出量確認等の業務

・海外から輸入された原動機について放出量確認(0件)及び船上相当確認(53件)を実施した。

(2) 職員の研修

・新規採用研修、実務研修において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の概要と小型船舶用原動機放出量確認事務に関する研修を実施した。

3. 小型船舶用原動機放出量確認等に関する広報業務

・ホームページ上で小型船舶用原動機放出量確認に関する規制の概要や手続き等の周知を行った。

(4) 令和5事業年度事業報告書(登録測度業務)

令和5事業年度における日本小型船舶検査機構の登録測度等業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 登録測度等の業務

区 分	実 績	備 考
新規登録	5,955隻	
変更・移転・抹消登録等	48,171隻	
登録事項証明書等	4,221件	

2. 登録測度等の業務の円滑な遂行のための業務

(1) 登録測度事務の実施方法の策定及び見直し

- ・戸籍法の一部改正により本籍地以外の役所でも転籍前の戸籍が取得可能となったため、この取扱いを申請者に案内できるよう登録事務作業マニュアルの見直しを行った。

(2) 職員の研修

- ・新規採用研修、実務研修において、小型船舶登録法、登録測度事務規程及び同細則、トン数測度に関する研修を実施した。

3. 登録等に関する広報業務

- ・小型船舶の登録に関する手続き等に関する内容をホームページに公開した。

(5) 令和5事業年度事業報告書(調査、試験及び研究業務)

令和5事業年度における日本小型船舶検査機構の調査、試験及び研究業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 調査、試験及び研究等の業務

(1) ミニボートの安全利用・促進方策に関する調査研究(平成30年度～)

ミニボートは隻数の増加とともに海難事故が増加傾向にあることから、購入時又は利用時に船体構造や設備の安全性・危険性を判断できる情報を利用者に対し提供できるよう、(一社)日本マリン事業協会の「ミニボート安全委員会」において策定された「ミニボート技術指針」をベースとした性能鑑定基準の策定を行うため、製造者、学識経験者等からなる委員会を開催した。

2. 調査、試験及び研究等に関する広報業務

調査、試験及び研究業務の成果は、小型船舶の安全性の向上や船舶所有者の利便性向上に大きく寄与することから、幅広く活用され社会に役立つよう、機構のホームページに調査報告書を掲載するなどの周知を行った。